告示

埼玉県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、吉見領土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　就任

職名	氏名	住所
理事	神田新一郎	埼玉県比企郡吉見町大字江綱千二百六十八番地
同	田中敏夫	同　大和田三百五十二番地
同	金子和子	同　谷口五十二番地
同	大山昇	同　下銀谷三十六番地
同	岩﨑文雄	同　荒子五百七十五番地一
同	吉田鉄男	同　下細谷四百七十四番地
同	吉澤健司	同　久保田九百八十番地
同	筑井健一郎	同　前河内六十六番地
同	長嶋一也	同　中曽根百二十八番地
同	原口照夫	同　本沢三百三十一番地
同	福田實	同　上細谷二百九十三番地
同	新井秀正	同　今泉五百番地
同	八木橋富雄	同　山ノ下二百九番地
同	根岸正己	同　大串二千五百五十三番地一
同	木村幸子	同　久保田六百五十八番地一
同	金子有紀	同　大串二千三百五十四番地
監事	砂生治吉	同　七百四十四番地一
同	内野勇治	同　北下砂百六十八番地二
同	原口信行	同　地頭方四百五十五番地

二　退任

同	小林洋一	同　田甲千八百五十五番地

職名	氏名	住所
理事	宮崎善雄	埼玉県比企郡吉見町大字地頭方三百三十四番地
同	深井博行	同　大和田七百五十四番地
同	渡邊完一郎	同　谷口九十二番地
同	大畑十作	同　万光寺八十八番地
同	千代間功	同　丸貫三百三十七番地
同	吉田鉄男	同　下細谷四百七十四番地
同	神田新一郎	同　江綱千二百六十八番地
同	福田正	同　前河内二百九十四番地
同	砂生治吉	同　大串七百四十四番地一
同	小柳裕正	同　上砂三百一番地
同	柳田清	同　松崎五十番地二
同	蛭間貴	同　上細谷三十一番地
同	吉田喜一	同　一ツ木百十一番地
同	笹野正人	同　黒岩三百六十番地
監事	柴崎和義	同　荒子六十四番地一
同	勝田利明	同　久保田千三百九十六番地
同	田中俊博	同　中新井五百二十五番地
同	清水和明	同　川島町大字芝沼百三十六番地